

職場における安全衛生の取組について

~ 職場でケガや病気にならないために ~



奈良労働局

事業者の皆様は、日頃から職場にて労働災害を発生させないよう安全衛生活動に取り組んでいただいていることと思いますが、次のことを再点検し、より一層の取組をお願いします。

なお、各項目では簡便な解説にとどめておりますので、その詳細は厚生労働省または奈良労働局のホームページ等をご覧ください。 労働安全衛生法は「法、労働安全衛生規則は「規則」と略記しています。

「STOP!転倒災害プロジェクト」に取り組みましょう!

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S(整理、整頓、清掃、清潔)の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレスッチ体操の励行などに取り組みましょう。

運動機能が低下する中・高年齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。









厚生労働省 転倒防止

検索

はしごや脚立からの墜落・転落災害の防止に取り組みましょう!

【規則527、528条】

脚立の天板に乗って作業したり、手に荷物を持って昇降したりするのは危険なので止めましょう。

はしごや脚立を使用して作業する際は、墜落時保護用保護帽を着用しましょう。





はしご 脚立 災害防止

検索

職場での腰痛予防対策に取り組みましょう!

腰痛の発生が比較的多い作業は、「重量物の取り扱い作業」「立ち作業」「座り作業」「福祉・医療分野における介護・看護作業」「車両運転」です。具体的には、急な動作(ひねり等)、中腰・前屈み等不自然な作業姿勢や同じ姿勢での長時間作業、重量物の持ち上げ時に腰痛になる可能性が高いです。

いです。





×





作業方法の見直し、腰痛予防を踏まえた作業標準の作成、労働者への腰痛予防教育の実施、ストレッチを中心とした腰痛予防体操の実施などにより腰痛予防に取り組みましょう。

職場における腰痛予防

検索

健康診断の実施、医師等との面接指導等により労働者の健康を守りましょう!

事業者は、雇入れ時及び年1回の定期健康診断を実施しなければなりません【法66条】 健康診断の結果、異常の所見があれば、当該労働者の健康を保持するための措置について、事業者は医師から意見を聴かなければなりません【法66条の4】

健康診断の結果、特に健康保持のため必要がある労働者に対し、医師または保健師による保健 指導を行うよう努めなければなりません【法66条の7】

学 労働安全衛生法 健康診断 検索

長時間労働(月100時間超)を行い、かつ、疲労の蓄積がある労働者から申出があれば、事業者は当該労働者に対し、遅滞なく医師による面接指導を行わなければなりません。

又、時間外・休日労働が月100時間を超えた労働者について、その労働時間に関する情報(該 当者がいない場合はその旨)を産業医に提供しなければなりません。

長時間労働 面接指導

検索

メンタルヘルス対策に取り組みましょう!

50人以上の事業場では「ストレスチェック」が義務です 【法66条の10】

職業生活等において強い不安、ストレスを感じる労働者は増加 傾向にありますので、メンタルヘルス対策が大切です。

メンタルヘルス対策では、一次予防(メンタルヘルス不調の未然防止)、二次予防(メンタルヘルス不調の早期発見・早期治療)、三次予防(メンタルヘルス不調者の職場復帰支援)を総合的に進める必要があります。このうち、ストレスチェックの目的は、メンタルヘルス対策の一次予防に当たります。

ストレスチェックでは、高ストレス者は医師の面接指導を受けることができますが、労働者に対する不利益な取扱いは禁止されています。

ストレスチェックから事後措置までの流れ



厚生労働省 こころの耳

検索

受動喫煙防止対策に取り組みましょう! 【法68条の2】

労働者の受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされること)を防止するため、 事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めてください。特に未成年や妊婦、呼吸器・循環器系疾患を有する労働者へは、配慮が必要です。

中小企業を対象とした受動喫煙防止対策助成金があります。



奈良労働局 受動喫煙

検索

「STOP!熱中症」に取り組みましょう!

熱中症を予防するため、作業前日は十分な睡眠をとり、作業前には体調を確認し、作業中はこまめな休憩をとり、定期的に水分・塩分を補給しましょう。

身体を暑さに慣らす「熱への順化」には、1週間程度必要とされますので、急激に暑くなる梅雨明けや盆休み明けなどは特に注意が必要です。



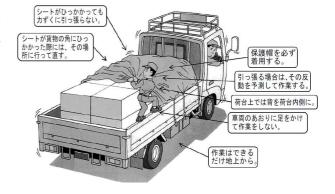
■ 厚生労働省 熱中症予防

自動車等の運転を行わせる事業者、荷主・配送先・元請事業者の皆様へ 交通労働災害、荷役作業での労働災害の防止に取り組みましょう!

運転者を雇用する事業者は、労働基準法及び「自動車 運転者の労働時間等の改善のための基準」(以下、改善 基準告示)という)に基づいた適正な労働時間・休憩・ 拘束時間・休息期間、走行管理をしなければなりません。

また、「交通労働災害防止のためのガイドライン」及び「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を遵守しましょう。

荷主の皆様は、運転者の過労運転を防止するため、改



善基準告示等を遵守した運行に支障が生じないよう、荷物の発注等において配慮してください。 運転者を雇用する事業者及び荷主・配送先・元請事業者のいずれも、作業者が安全に荷の積卸 し作業に従事できるよう協力してください。

交通労働災害 防止

荷役作業 安全

検索

化学物質のリスクアセスメントに取り組みましょう! 【法57条~57の3】 ~ 「**ラベルでアクション**」運動実施中 ~

リスクアセスメントとは、化学物質が持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じる恐れの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することをいいます。 化学物質製品が届いたら、ラベルを見て、今すぐ安全対策を取り、労働災害を防ぎましょう。 なお、安全データシート(SDS)を取り寄せると、化学物質の詳しいことが分かります。

3

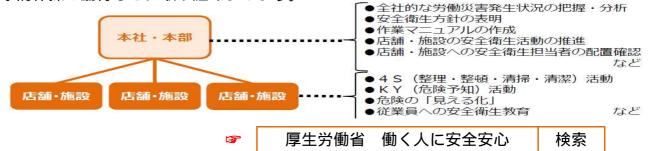
厚生労働省 化学物質

検索



三次産業(社会福祉施設、飲食店、小売店など)の事業者の皆様へ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に取り組みましょう!

経営者トップによる安全衛生方針を表明し、企業本社(本部)と店舗・施設が協力して、床面の転倒、介護などでの急な動き・無理な姿勢、脚立からの墜落、階段からの転落などを原因とする労働災害を防止するため、4S(整理、整頓、清掃、清潔)やKY(危険予知)活動の実施、腰痛・転倒予防体操の励行などに取り組みましょう。



【製造業】はさまれ・巻き込まれ災害の防止に取り組みましょう!

機械のローラー、ベルトコンベアの回転軸・ベルト等に「はさまれ・巻き込まれる」 災害が多いので、はさまれ・巻き込まれる恐れのある個所には、覆い・囲いの設置等 による安全対策を講じなければなりません 【規則101、109、113条ほか】

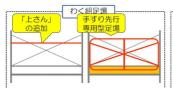
清掃や機械調整するときは、原則として機械を止めなければなりません【規則107、108条ほか】

巻き込まれ災害 防止

検索

【建設業】足場の墜落防止対策が強化されています! 【規則563、564条】

足場の組立て作業及び足場の作業床について墜落防止措置を充実させ、また、足場の組立て作 業に特別教育が必要になりました【規則564、563、36条など】 足場からの墜落防止のため、「より安全な措置」に取り組みましょう。





足場の組立て等作業時は 「安全帯の二丁掛け」を基本に 安全帯を使用してい たが掛け替え時に 墜落時の衝撃緩和のため、 「ハーネス型安全帯」の採用を!



ハーネス型安全帯

安全帯は、胴式ではなく、ハーネス型を使用しましょう。

足場 墜落防止 強化 検索

「病気になっても働き続けたい。」そんな働く人の気持ちを応援したい! 「治療と職業生活の両立支援」に取り組みましょう!

医療技術の進歩により、がん等も「不治の病」 両立支援の基本的な進め方 から「長く付き合う病気」になってきました。 病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある

労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すこ となく、また、治療の必要性を理由として職業 生活の継続を妨げられることなく、適切な治療



⑤就業継続可能と判断 した場合、「両立支援 プラン」を作成する。

を受けながら、生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

治療と職業生活

検索

安全衛生活動に役立つ資料をご用意しておりますので活用してください!!

奈良労働局では、安全衛生活動を行う上で大切な安全衛生管理体制に関し、参考資料となる「安 **全衛生ハンドブック**」を提供していますので、ダウンロードして活用してください。

奈良労働局 安全衛生ハンドブック

厚生労働省では、「**事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト**」を設け、安全衛生のみ ならず、労務管理上の大切な情報も提供していますので活用してください。

労務管理安全衛生管理診断

検索

「**奈良産業保健総合支援センター** 」では産業保健(労働衛生)関係を中心に、お役に立つ情報 (各種資料、支援事業、助成金など)を提供していますので活用してください。

奈良産保

検索

【 安全衛生に関する問合せ先(電話番号) 】 奈良労働局 健康安全課(0742)32-0205 奈良労働基準監督署(0742)23-0435 / 葛城労働基準監督署(0745)52-5891 桜井労働基準監督署(0744)42-6901 / 大淀労働基準監督署(0747)52-0261